

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

次に、質問順位4番 6番議員 上田丈二議員。

議長

上田丈二議員。

上田議員

通告に従いまして一般質問致します。

本日は高齢者の認知症予防やフレイル予防を目的としての対策についてと、子供にかかる国民健康保険料の負担軽減について質問いたします。

最初の質問事項ですが、高齢者の方の認知症予防やフレイル予防に有効的な手段に対しては、和木町は独自の施策を通じて成果を上げておりますし、県より評価を受けているところです。

本日の主な要点としては、高齢化に伴って老人性の難聴の有病率が高くなります。この点で、難聴の低下へ早期に対応することは、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることに繋がります。

そこで早期の発見と聴力の低下に有効となる高齢者の難聴検査、及び高齢者の方の補聴器購入助成の検討について質問させていただきますと思います。

まず最初の質問ですが、高齢者の難聴については、以前にも2度質問しております。

高齢者に、高齢になるほど老人性難聴の有病率は高くなることは、世界保健機関の調査で明らかになっています。

聴覚に支障があると家族や友人とのコミュニケーションを困難にし、学業や就労に悪影響を及ぼすなど日常生活を妨げる大きな要因となります。

高齢者にとっては、さらに認知症やフレイルになる傾向が強くなります。

聴覚の衰えについては、なかなか分かりにくいそうです。人間の脳には、ある程度聞こえていない部分を修復して理解する

令和6年第6回(12月)定例会

機能があり、聞こえていると思ってしまうことがあるそうなのです。

高齢者の聴覚障害をとらえていく上で、町で行う定期健診で実施の検討をできないでしょうか。以前にもお聞きして、会場となる保健相談センターでは、他の検診等の実施により検査場所を確保できないこと、また防音室もないことや難聴検査を実施するための人員、及び時間的な余裕がないことで実施が困難な状況であると聞いております。ですが、検査を行うことで聴覚に支障があることがわかるケースが増えることで、聴覚障害への対処が可能になると思いますので、再度検討できないかお尋ねいたします。

議長 鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 はい。ご質問にお答えいたします。

鳥枝保健福祉課長 会場となる保健相談センターでは、今、議員のご質問の中にもありましたように、検査場所の確保の問題、防音室がない、時間的な余裕がない等の理由から、実施は困難であると考えております。また、健診では聴力検査の判定基準がなく、個人差もありますので、聴覚障害の疑いのある方や聞こえづらいなどの症状がある方は、医療機関で受診するなど、個人個人で対応していただきたいと考えております。

議長 上田丈二議員。

上田議員 なかなか町では実施が困難ということなんですけれども、ですがこの個人での判断もなかなかわかりにくいということもありますので、是非ですね、実施する事で高齢者の方自身の聴覚の衰えや、現在の町内の障害のある方に対しての状況もわかる事に繋がると思いますので、是非また検討もしていただきたいと思っております。

次の質問に移らさせていただきます。

令和6年第6回(12月)定例会

本町における難聴者への助成は18歳未満の軽度・中程度難聴児に対してであり、重度の難聴であれば聴覚障害を理由とする身体障害者手帳が交付され、補装具として補聴器購入費用の補助を受けることができ、国、県からの財源補填があるため、町の負担は実質四分の一で済むことを聞いております。補聴器購入費の助成の対象が限られているのが現状です。

高齢者への補聴器購入費への助成検討も、三度目の質問になりますけれども、以前では宮崎県の三股町の補聴器購入費の助成を例にあげましたが、今年度山口県の中でも、下関市とお隣の岩国市が高齢者の補聴器購入費の助成を実施しております。

厳しい財政の中ですが、高齢者の方への補聴器購入費の助成は、高齢者の認知症及びフレイル予防に効果的であり、高齢者の方の社会参加に貢献できるのではないのでしょうか。

和木町においても高齢者の方の補聴器購入費助成について検討できないでしょうか伺います。

議 長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 高齢者の補聴器購入費の一部助成につきまして、対象者の人数の把握が困難であり、難聴の程度をどこで線引きするかによって多額な事業費も見込まれます。また、国、県からの財源補填もなく、町単独で事業を実施しなければなりません。

財政状況が非常に厳しい状況の中、事業の実施はハードルが高く、困難であると思われまます。しかしながら、上田議員ご指摘のように、補聴器補助の必要性は、今後さらに高まるものと思われまます。

今後、近隣市町や国、県の動向を注視して参ります。

なお、フレイル予防等につきましては、フレイル予防に大切な3つの柱「栄養、運動、社会参加」を中心に、3つのあ元気プロジェクトや地域づくり事業を、これまで以上に推進して参ります。

議長

上田丈二議員。

上田議員

はい。財源的に国や県からの補助がない、そしてフレイル予防に対しては町でも実施をたくさんしてる、そのことについては理解してるんですけども、それでもなかなか難しいということでしたんですけども。

通告に従いまして町長も質問させていただきたいと思えます。

先ほど、山口県でも下関市と岩国市で高齢者の補聴器購入の助成が実施をされていると紹介いたしました。

全国的に見ても、多くの県市町で補聴器購入費の助成の検討や実施が進んでいるようです。

下関では、開始して間もなく予算の上限に達して申請の受付が終了していますが、岩国市では、7月1日から市内に在住する65歳以上で、軽度・中度難聴の方に対し補聴器の購入に要する費用の一部を助成するとして事業を開始しています。

助成の対象として1番目に、市内に住所を有する65歳以上の方。2番目に、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象でない方。3番目、両耳の聴覚レベルが30デシベル以上の方、もしくは補聴器の装用が必要であると、身体障害者福祉法第15条第1項指定医師が認めた方。4番目に、過去5年以内にこの事業の助成を受けていない方。を対象として、助成内容としては、補聴器本体の購入に対し、3万円を上限として助成。片耳両耳を問わず、上限は3万円。購入額が3万円に満たない場合は、購入額が上限となる。購入前に申請する。といった条件があります。

岩国市の場合も申請件数が多く、10月で70件を超えて、年末には100件に届くのではないかと聞いています。

人口割で見た場合ですが、岩国市の65歳以上の人数は19,800人、和木町の65歳以上の人数は1,650人ほどですので1割に満たないのですが、割合からすると当初10件としても30万円の予算で実施ができます。

令和6年第6回(12月)定例会

町長に質問ですが、岩国市が実施している高齢者の認知症予防及びフレイル予防を目的とした補聴器の購入費用の一部の助成を和木町でも検討していただければと思いますが、町長にお尋ねいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 10時 10分

再 開 10時 11分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 米本町長。

米 本 町 長 上田丈二議員の岩国市や下関と同じように補聴器の購入補助を行う考えはないかというご質問にお答えをさせていただきます。

我が和木町では、他の市町村にない特別な高齢者福祉制度を実施しております。

よって、現時点で制度を新設する考えはございません。難聴でお困りの方がいらっしゃるのであれば、そちらの方で対応していただければというふうに思っております。しかしながら、65歳から74歳の方に対しては、まあ適当な財源があれば考える余地があるのかなと考えておりますが、対象者が先月時点で775名いらっしゃいます。その方が1割でも75名の予算で3万円ということになりますと、まあかなりの金額掛かりますので、またこれすべて自主財源ということになってくるので、まあ少し難しいのかなというふうに思っているところでございます。

議長 上田丈二議員。

上田議員 はい。確かに自主財源になり財政が厳しい中で大変だと思うんですけども、高齢者の健康維持ですね、それから社会参加の上で、認知症予防、フレイル予防、共に効果的であることは変わりなくて、国内でも県で実施したりとかですね、市町村で実施している自治体も増えております。余分な財源が可能であれば実施を検討していきたいということですので、是非考慮していただきたいと思っております。

続いて2番目の質問に移らせていただきます。

子どもにかかる国民健康保険料の負担軽減について質問致します。

この質問も過去に何度かしておりますけれども、令和4年度より未就学児までの均等割が二分の一になりました。ですが、国民健康保険加入世帯にとっては、子育てへの負担軽減がさらに必要ではないかと思っております。理由としては、国民健康保険料の均等割自体が、子どもが多い世帯ほど負担が増すということにあります。

次に、未就学児までとなっているため、小学校に入学して学費、養育費など家計に負担が増えていく中で減免制度が無くなってしまうのは、子育て支援に十分ではないという点にあります。

質問ですが、和木町の国民健康保険料の均等割額は、現在子ども一人に対して35,500円となっています。

和木町の国民健康保険加入世帯で15歳までが54人、18歳までが64人と聞いています。減免を考えた場合に所得に応じた減免もありますので、国民健康保険料の均等割、未就学児までの二分の一の減免を15歳まで対象とした場合要する負担額と、18歳までを対象とした場合に要する負担額について教えていただきたいと思っております。

令和6年第6回(12月)定例会

- 議長 鳥枝保健福祉課長。
- 鳥枝保健福祉課長 令和6年12月1日現在になりますけれども、均等割を15歳まで二分の一減免した場合は、約45万円の費用が必要となり、18歳までを対象とすると、約60万円が必要となります。
- 議長 上田丈二議員。
- 上田議員 二分の一の減免で、15歳までは45万円、18歳までは60万円と理解いたしました。  
続いてなんですけれども、さらに国民健康保険料の均等割を15歳までと18歳まで全額補助した場合の負担額についてそれぞれ教えていただきたいと思います。
- 議長 鳥枝課長。
- 鳥枝保健福祉課長 15歳まで均等割を全額補助した場合は、約120万円、18歳まで全額補助した場合は、約150万円が必要となります。
- 議長 上田丈二議員。
- 上田議員 無料化にした場合、15歳で120万円、18歳では150万円と理解いたしました。  
続いてなんですけれども、現在の国民健康保険の財政調整基金の残額について教えていただきたいと思います。
- 議長 鳥枝課長。
- 鳥枝保健福祉課長 令和5年度末の残額は6,579万円で、今回12月の補正予算で、原案どおり可決された場合は基金残額は、6,070万1千円となります。なる予定です。

議長 上田丈二議員。

上田議員 はい。最終的には6,070万1千円になるってことなんですかね。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 最終的に12月補正で原案通り可決された場合は、現在では6,070万1千円の予定です。

議長 上田丈二議員。

上田議員 はい、理解いたしました。

それを聞いた上で質問いたしますけれども、子育て支援策として、国民健康保険の子ども均等割の二分の一減免を、財政基金を活用して15歳までは45万円、18歳までは60万円かかります。二分の一減免また、また無料化では15歳で120万円、18歳では150万円かかるようではありますが、この実施について検討はできないでしょうか。またですね、この財政調整基金を利用して実施した場合の町が不利益になる事や、県からのペナルティがあるならば教えていただきたいと思えます。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 財政調整基金を活用して無料化することについては、ペナルティはございません。

まず、国民健康保険における均等割についてでございますけれども、法律で徴収することが義務付けられております。子育て支援として、子育て世帯の均等割を減免することについて、国は適切でないと考えており、本町のみ課題でなく、国民健

## 令和6年第6回(12月)定例会

康保険の制度的な課題であると認識しております。また、国民健康保険制度の山口県内の統一化が進められる中、本町独自で減免制度を設けることは、統一化の妨げになるものと考えます。

国民健康保険の財政調整基金についてですが、全ての被保険者が負担された保険料等の余剰分を積み立てているものでございます。全被保険者に対する、不測の事態における医療給付費の不足分や、国保財政の健全な運営に基金を充てることを、充てることとしております。また、保険料の急激な値上がりを抑制するため、令和6年度の予算算定時においても、多額の基金を取り崩し、被保険者の負担軽減を図っているところです。

財政調整基金を活用して無料化を実施した場合、毎年、一定額の基金の取り崩しが必ず必要となる一方で、保険料による歳入も減少することとなり、基金残高に影響を及ぼすこととなります。また、不利益について、基金が底をつけば、無料化した場合の財源は、国、県からの交付金はありませんので、全ての被保険者が負担する保険料に上乘せをすることになり、結果的に、被保険者の全体の負担が増えることにもなります。

このことから、基金の運用については慎重に取り組む必要があり、また、子育て等、特定の対象者に対する均等割の無料化は、制度上からも適切ではないと考えております。

議長 上田丈二議員。

上田議員 基金を活用した場合に、ペナルティはないけれども国からの補填というものがないので財政的に、この、枯渇する可能性を考えたらなかなか実施ができないという、難しいという点で理解いたしました。

通告に従いまして、町長にもお尋ねしたいと思っております。

和木町は子育て支援に対して全国的に見ても町の立場を超えて特化した自治体であり、努力をされていると理解したうえであえて町長に伺いたいと思っております。

令和6年第6回(12月)定例会

国民健康保険加入世帯の均等割については、国民健康保険にしかない制度であり、子育て支援として未就学児まで二分の一減免になったわけですが、小学校入学時から減免が無くなり負担増になってしまうのは、子育て支援としては不十分であると思います。

それに加えて県内19市町の中でもこの保険料率は高い方で、町の中では一番高い自治体となっています。

以前の質問でも、自治体の中には独自の支援制度により子どもの均等割の減免に取り組んでいる自治体があり、和木町でも取り組んでもらえないかと質問しております。

町長からは、そういった自治体の中で、和木町と同様の子育て支援事業を展開している自治体があれば教えてほしいとの事でしたけれども、これは僕もおそらくないと思っております。

確かに、給食費無料化や高校生までの医療費無料などだけでも実施が難しいのが現状で、その他にも和木町は様々な子育て支援政策をやっております。その上で財政の中から出して欲しいというのは厚かましいのかも知れません。ですが、この和木町の子育て支援に対する施策、やっている中だからこそ和木町で取り組んでもらえないかということで質問したいと思えます。和木町でも、この負担額が45万円で実施できる国民健康保険料の15歳まで均等割の二分の一減免というところからでも取り組んでいただけないでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

議 長

米本町長。

米 本 町 長

議員おっしゃいますように、せめて15歳までの均等割の二分の一を減免できないかというご質問でございますが、確かに金額的には45万円と大きな金額ではございません。先程も担当課より申し上げましたように、一般会計からの繰入れは法律上できません。減額となった国保料は、財政調整基金の繰入れ

や被保険者の国保料の値上げにより補填をしていかなければなりません。

また、国はそのような特別な減免は好ましくないとの見解を出しております。加えて、現在、先程も申し上げましたが国保制度は、県内一元化に向かっており、仮に全ての障壁を抜けて減免をしても、将来また元に戻していかなければならないことが考えられます。

そもそも国保制度は国の制度でございまして、制度改正は国が責任を持って行うべきもので、一町長が制度自体を変更することは適当ではないと私自身は考えております。

子育て世帯への経済的負担軽減対策といたしましては、全ての子育て世帯を対象とした高校生までの医療費助成や、給食費の無償化、他の市町に増しての出産祝金支給制度、予防接種の助成、検定受験料の全額助成等、町独自の事業を実施しております。

今後も子育て世帯への経済的支援は、引き続き継続して参りたいと考えておりますが、国民健康保険加入世帯に限った子育て支援につきましては、現時点では考えておりません。

上田議員 はい、了解しました。

議長 ちょっと待って。

はい、どうぞ。

はい、上田丈二議員。

上田議員 はい。確かに国の制度上の問題で、なかなか自治体が取り組むのは難しいということなんでしょうけれども、今までは和木町でもこの子育て支援の中で、独自に医療費のペナルティを払いながら子育て支援に力を入れてたという今までの過程があります。だからこそ、和木町だからこそ出来るのではないかとということで考えていただきたいのですけれども、是非、今後も考えていただく事を期待いたしまして質問を終わらせていた

だきます。

議

長

再質問がないようですので、以上で上田丈二議員の一般質問を終わります。